

さぬき市ネーミングライツパートナー提案募集要項

1 趣旨

本市では、市が所有する公共施設に愛称を命名する権利を企業などの法人に付与することで得られた新たな財源を施設の管理・運営に充てることにより、利用者に対するサービスの向上を図ることを目的として、ネーミングライツに係る提案を募集します。

2 対象施設

(1) 対象施設

No.	施設名	所在地	年間利用者数 (R5年度) 人	指定管理	施設所管課
1	野外音楽広場 (テアトロン)	小田	3,200	有	商工観光課
2	野外活動施設 (シーサイドコリドールのみ)	小田	8,400	有	商工観光課
3	さぬき市へんろ資料館	前山	14,000		生涯学習課
4	さぬき市寒川図書館	石田東	28,400		生涯学習課
5	さぬき市志度図書館	志度	70,700		生涯学習課
6	さぬき市雨滝自然科学館	富田中	13,200		生涯学習課
7	さぬき市歴史民俗資料館	富田中	2,700		生涯学習課
8	津田総合公園 (野球場のみ)	津田町津田	9,800	有	生涯学習課
9	長尾総合公園 (野球場のみ)	長尾東	14,700	有	生涯学習課
10	志度総合運動公園 (野球場のみ)	鴨庄	9,900	有	生涯学習課
11	志度東体育館	鴨庄	16,200		生涯学習課

※上記以外の公園、温泉施設、文化施設、スポーツ施設などの公共施設も対象としますが、関係者等との協議により、ネーミングライツの導入が適さないと判断される場合があります。

(2) 対象外施設

庁舎、保育所、幼稚園、こども園、学校、斎場、市営住宅、市立病院、診療所、公民館、ネーミングライツ導入済の施設など

※ネーミングライツ導入済施設

志度音楽ホール (源内音楽ホール)

国民宿舎松琴閣 クアパーク津田 (じゃこまるパーク)

3 募集期間

通年募集

[令和6年度]

	募集期間
第1期	令和6年8月1日 ～ 令和6年9月30日
第2期	令和6年10月1日 ～ 令和6年12月31日
第3期	令和7年1月1日 ～ 令和7年3月31日

4 募集の条件

(1) 応募資格

ア 公共施設への愛称付与にふさわしく、施設のイメージを損なわない企業などの法人であること。

イ さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱第3条第12号に掲げる者に該当しないこと。

さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱（抜粋）

（広告の基準）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告の掲載をしない。

(12) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種

イ マルチ商法、催眠商法等の悪質商法又は商品先物取引とみなされるもの

ウ ギャンブル性を有する業種

エ 消費者金融

オ 市税を完納していない事業者

カ 過去5年間にさぬき市から、12箇月以上の競争入札の指名停止を受けた事業者又はさぬき市から現に競争入札の指名停止を受けている事業者

キ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者

ク その他社会問題を起こしている業種又は事業者

(2) ネーミングライツ料募集金額

申込金額（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

※ネーミングライツ料は、施設の知名度や利用状況等を勘案したものとし、著しく安価であると思われる場合は、お断りすることがあります。

※ネーミングライツ料は、年度ごとに一括納付していただきます。

※ネーミングライツ料に加えて、当該施設の維持管理に係る資材の提供や清掃などの役務の提供を組み合わせることも可能とします。ただし、指定管理者が管理運営を行っている施設は除きます。

(3) 契約期間（愛称使用期間）

契約期間については、利用者の混乱を避けるため原則5年以上とし、年単位での設定となります。

※期間の始期は、周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。

(4) 愛称に係る条件

愛称は、企業等の名称・商品・サービス名を含んだものを付けることができますが、次の条件をいずれも満たすものとします。

- ア 公共施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等市民の理解を得られるものであること。
- イ 施設によっては、愛称の一部に市が指定した用語を使用すること。
- ウ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできないこと。
- エ 愛称が定着するまでの間、条例上の名称等を併記する場合があること。
- オ さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱第3条各号（第12号を除く。）の規定に該当しないものであること。

さぬき市有料広告掲載事業に関する基本要綱（抜粋）

（広告の基準）

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告の掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (3) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (5) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (6) 公衆に不快の念を与えるおそれのあるもの
- (7) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスに係るもの
- (10) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの
- (11) さぬき市又は国等が推奨していると誤解させるようなもの
- (12) (略)
- (13) 消費者保護の観点から適切でないもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)であるもの(根拠となる資料を要する。)及び根拠のない表示や誤認を招くようなもの
 - イ 虚偽の内容を表すもの
 - ウ 責任の所在が明確でないもの
- (14) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - ア 暴力や犯罪を肯定し、助長・連想するような表現をするもの
 - イ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現をするもの
 - ウ 青少年の身体、精神及び教育に有害なもの
- (15) その他市長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(5) 愛称表示可能箇所

愛称表示可能箇所は、施設敷地内外の看板等、周辺の道路案内標識並びに市のホームページ及び印刷物です。表示の変更については、市及び指定管理者との協議によるものとします。

※新規の看板等の設置については、本市や関係機関と別途協議の上、決定するものとします。

(6) 愛称施工方法・費用負担等

施設敷地内外の愛称表示の設置は、愛称使用開始時期を目途として、ネーミングライツパートナーが施工するものとします。また、修繕、変更、撤去（期間満了後の現状回復を含みます。）等についてもネーミングライツパートナーが行うものとします。

施工の範囲、実施時期及び内容は、市及び指定管理者との協議によるものとします。

なお、これらに要する費用は、ネーミングライツ料とは別に応募企業等の負担とします。

市ホームページ及び市が発行する印刷物への表示変更は、市が行うものとし、その際の費用は原則市の負担とします。

ただし、印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、決定するものとします。

費用負担に疑義を生じた場合は、市及び指定管理者との協議により決定するものとします。

区分	施工・費用負担	備考
敷地内の看板等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
敷地外の看板等の表示変更	ネーミングライツパートナー	
周辺の道路の案内標識	ネーミングライツパートナー	
契約期間終了後の原状回復	ネーミングライツパートナー	
市が発行する印刷物やホームページの表示変更	市	

5 ネーミングライツ導入までの流れ

ネーミングライツパートナーの選定は、次のとおり進めます。

(1) 相談・申込み

ネーミングライツの申し込みに当たり、不明な点等がありましたら別紙質問票を市プロジェクト推進室あて電子メールにて送付してください。

質問については、市プロジェクト推進室において施設所管課（指定管理者含む）と調整のうえ回答しますので、時間を要する場合があります。

申し込みは、別添申込書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、所定の申込先まで提出（持参又は郵送）してください。

ただし、条件を満たしていないなど、受け付け不可と判断した場合は、提案者に郵送又はメールで通知します。

(2) 施設命名権者選定委員会

ア 選定方法

応募企業等、応募された愛称、期間、金額等を総合的に勘案し、選定委員会による審査等を経て決定します。ただし、応募に適当な者がいなかった場合には、ネーミングライツパートナーを決定しないことがあります。

イ 選定結果の通知

選定結果については、採否を全ての応募企業等に対し文書で通知するとともに、選定されたネーミングライツパートナーや愛称を市ホームページ等で公表します。

6 お問合せ・申込先

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市プロジェクト推進室

(担当：大山、原田)

電話：087-894-6110

メールアドレス project@city.sanuki.lg.jp

7 備考

- (1) 市は、愛称の使用期間中は、自らが利用する場合はもとより、利用者や報道関係者に対し、愛称の使用を要請するなど、愛称の普及及び定着に努めます。
- (2) 市は、毎年、ネーミングライツ料の一部を、当該施設の維持管理や運営経費等に充当します。
- (3) ネーミングライツパートナーに決定した場合は、契約期間満了後の次期募集の際には、優先交渉権があるものとします。

ネーミングライツパートナー申込書

令和 年 月 日

さぬき市長 大山茂樹 殿

【申込者】
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

㊞

さぬき市ネーミングライツパートナー募集要項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

施設名			
愛称名			
申込金額	年額	円（消費税及び地方消費税を含む。）	
役務の提供等の提案の有無及び内容	有 無		
応募の動機			

企業等法人名			
所在地（本店）			
代表者氏名			
業 種			
業 務 内 容			
県内の事業所（本店が県外の場合のみ記入）	事業所名		
	所在地		
	代表者名		
連 絡 先	担当者氏名		
	部署・役職		
	電 話		F A X
	E - m a i l		

【添付書類】

- 1 会社概要がわかる書類（パンフレット等）及び役員名簿
- 2 直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書等の財務諸表）
- 3 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- 4 国税、香川県の県税及びさぬき市の市民税（全ての税目）に滞納がないことを証する書類（国、香川県及びさぬき市指定様式）
- 5 他の自治体等におけるネーミングライツの実績がわかる資料

ネーミングライツパートナー提案募集質問票

さぬき市プロジェクト推進室 へ

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職・氏名 _____

担当者所属・氏名 _____

連絡先（電話番号） _____

メールアドレス _____

施設名 _____

質問事項	質問内容